

恩寵の巡礼の歴史的 성격について（下）

——絶対王制確立期における農民闘争の一形態——

富 岡 次 郎

- 一、はじめに
- 二、問題の所在——学説史展望
- 三、農民蜂起の経過（以上前号）
- 四、ジェントリーの同盟と指導（以下本号）
- 五、農民の再蜂起と敗北
- 六、結 び

四 ジェントリーの同盟と指導

前節では、ジェントリーが恩寵の巡礼への参加を強制されたことをのべたが、この農民闘争においてジェントリーの果たした役割を無視することはできない。それゆえ、この章では、ジェントリーに視点をすえて運動を考察することにする。まづ運動の形態について考えると、ジェントリー

の登場におよんで、運動は第一の局面から第二の局面へ移る。すなわち農民蜂起の段階からジェントリーの同盟と指導の段階にうつり、一揆の動静はあらゆる面において変貌する。農民層の革命的エネルギーにつきあげられて立上らざるをえなかつたジェントリーも、一たび指導権を握るや、農民層のエネルギーを利用することによつて、自己の要求を貫徹しようとする。ジェントリーが一揆を代表して草案した要求や綱領にこのことがあらわれてくる。たとえバリンカンシャー綱領および北部のボンテフラクトの二四カ条の要求はその良い例であろう。それでこの綱領と二四カ条の要求を分析してジェントリーの要求がいかなるものであり、またそれがいかに表現されていたかを見究めようと思う。

リンカンシャー一揆の綱領は一五三六年十月三日 *Don-
castle* において地方長官 *Edward Dymnoke, Mr Dighton*
らのジェントルメンによつて作成されたもので、つぎの六
カ条の要求からなつてゐる。^①

- 一、解散された修道院の復旧
- 二、国費補助金の免除
- 三、国王に納めるべき聖職者の十分一税および初穂料の免除
- 四、ユース法の廃止
- 五、異端司教の追放
- 六、クロムウェルをはじめ低身分出身の官僚の免職

このリンカンシャーのジェントリーによつてつくられた
綱領と前述の農民の意見とを比較すると、大きな相異があ
るのに気付くであらう。すなわち農民要求はこれ以上の修
道院解散に反対しているにすぎないのに対し、ジェントリ
ー作成の綱領は解散された修道院の復旧をうたつてゐる。
前者は国王が十分一税・初穂料を受けとるのは当然として
いるのに対し、後者はその免除を要求してゐる。農民に比
べてジェントリーは修道院解散へ、より強り関心を示して
ゐる。ジェントリーが武器をとり、小農民・小市民と同盟

― 共闘したのは修道院解散反対という共通のスローガンの
ためであつたというドッズの宗教叛乱説は或意味では正し
いと思われ、^②第二項目に関して、農民要求は国王のこれ
以上の税金徴収に反対し、一般的収奪の強化に抵抗して
いたのに対し、ジェントリーは綱領で国費補助金の免除と
いう特定の税金に対する反対に限定した。しかし、国費補
助金とは年収二〇ポンドにつき一ペンスの補助金を納める
ものであつて、^③ジェントリーのみに関係のある税金である
から、国費補助金免除のスローガンはジェントリー独自の
要求であると考えられ、ここに一般的な収奪強化反対とい
う最初の小農民の要求はいつの間にか葬り去られたといわ
なければならぬ。

それから重要なものは「ユース法の廃止」である。これ
は以前にみられなかつた条項であり、はつきりとジェント
リーの要求であるといえると思う。この綱領が農民大衆に
読みあげられたとき、彼らはユース法とはいかなるもので
あるかを全く知らなかつたほどであり、それで綱領作成者
の一人であつた *Edward Dymnoke* がユース法について
説明し、漸くこの条項を綱領の一つに入れることができた^④

という記録がみられる。

それではこの問題のユース法とはいかなるものか。そもそもユースとは土地遺産を相続あるいは譲渡するときを支払うべき相続税あるいは譲渡税およびそれに伴う封建的付帯義務を免れようとする中世における一種の脱税手段であった。^⑧ユース法^⑨とはこの脱税の抜道を禁止する法令であり、土地の遺贈および譲渡に対する絶対君主の支配を強化しようとしたものであった。^⑩この法令は修道院解散を中心とするヘンリー八世の絶対主義政権による封建的再編成の一環であつたと考えられる。^⑪ヘンリー八世はこの法令を修道院領の巨大な土地が売却あるいは転売または譲渡されようとした一五三六年に発令し、その法令の効果を最もよくあらしめ、権力集中を完遂しようとした。この法令は当然、修道院領を借りうけていたり、またはこれから譲りうけようとしていたジェントリーに大きな衝撃を与え、彼らの絶対主義政権への敵意と不平をまきおこした。^⑫ユース法廃止の条項もジェントリーの同盟と指導の結果、挿入されたものであることは疑いえない。

つぎに北部の叛乱のスローガンに目をうつそう。北部一

揆の最初のスローガンは、アスクガリンカンシャアの綱領をそのまま採用したものでその内容は同じである。^⑬其後彼らは二回、国王へ請願を送つてゐる。第一回の請願は表現が抽象的であるが、内容は最初のスローガンと異ならない。^⑭第二回の請願はポントフラクトの二四カ条の要求は各地の小農民、小市民が提出した不満や要求をポントフラクトの巡礼指導者会議で討議した結果をまとめられたものであり、^⑮ジェントリー指導後の叛乱の性格をよく示している重要なスローガンであるから、いまその二四カ条を内容的に分類して列挙してみよう。

《ポントフラクトの二四カ条の要求》^⑯

I 宗教關係

第一条 Luther, Wyclif, Husse, Melancton, Elicampardus, Barceus, Confessa Germanie, Apologia Melanctonis の異端と Tyndall, Barmys, Marshall の仕事と Raskell, Seynt Gemayne と再洗礼派らの異端を撲滅すべきこと。

第二条 「魂の救済」に関する教会の首長権は従事どおりローマ教皇に保留すべきこと。司教の聖職授与は教皇からされるべきこと。ただし初穂料、年金、その他の信仰

擁護のための年金を教皇へ支払わないことを条件とする。

第四条 解散した修道院に対し、その建物、土地、財産を返還すべきこと。

第五条 十分一税と初穂料を修道院から免除すべきこと。もしそうしなければ聖職者は *rent-charge* を国王の収益増加裁判所へ譲渡しないであらう。

第六条 敵修会修道士 *Friars Observants* は彼らの修道院に帰されるべきこと。

第七条 司教および世俗の異端とその宗派を火刑あるいは適当な刑罰に処すべきこと。そうでなければ、われらおよびわれらの仲間と戦場にて一戦を交えさせるべきこと。

第八条 *Dr. Legh* と *Dr. Layton* は修道院において強奪やその他のいかがわしい行為をしたため、それ相当の処罰をうけるべきこと。

第一八条 教会の特権と権利は議会の法令によつて確認されるべきこと。聖職者は墮落したもの以外は武力で苦しめられるべきでなくて、彼らは聖職者の本によつて救済されるべきである。

第一九条 教会の自由は議会の法令によつて *Durham, Beverley,*

Ripon, St Peter of York の王権州 *county palatine* の古い慣習を維持すべきこと。

II 法律関係

第三条 *メアリー* は議会によつて嫡出子となされるべきこと。

第八条 *Cromwell, Audley, Richard Kiche* は王国の良き法の破壊者として、また異端の支持者として、それ相当の刑罰をうけるべきこと。

第一〇条 鉄砲および石弓の使用禁止令は国王の公園と森における以外は解禁されるべきこと。

第一二条 議会における州の騎士および市町村民の選出および貴族間のユースに関しては古い慣習にしたがつて改革を行うべきこと。

第一五条 議会をただちにノッティンガムかヨークで開くべきこと。

第一六条 遺言による国王の声明の法令は廃止されるべきこと。

第一七条 あらゆる認可、法令、刑罰に対する議会の条令による特赦はこの騒動の間に新しく強化されるべきこと。

第二〇条 いかなる人もその土地を遺贈すべきでないという法令は廃止されるべきこと。

第二一条 ヘンリー八世治世二一年以来制定された言論による大

逆取締令は廃止されるべきこと。

第二二条 コモン・ローは治世の初に行われたごとく施行されるべきこと。禁止令は大法官府 Chancery で決められぬいかり、認められないこと。

第二三条 忠誠に関する刑罰あるいは国王に関すること以外の召喚はトレント河以北の人々に対してはヨークでなされるべきこと。

第二四条 不正な官職の発見と封土の強奪に関して土地没収官 escheators に対する救済策を考へるべきこと。

III 経済関係

第九条 Westmorland, Cumberland, Kendal, Dent, Sedburgh, Furness における土地と Mashamshire, Kyrkshire, Netherdale における修道院領の土地は慣習自由保有権による保有地であるべきこと。そして領主は保有地相続ごとに相続料として二年間の地代をとるべきこと。なおこれは議会の法令によつて承認されるべきこと。

第二三条 耕地・荒地・共有地の囲込禁止令は実施されるべきこと。ヘンリー七世治世二年以来の荒地・共有地の囲込は山、森、公園以外は廃止されるべきこと。

第二四条 議会の法令によつて十五分一税および租税は免除されるべきこと。

このボンテフラクトの二四カ条の要求においてもジェントルマン的要素が濃厚であることは明かであるだろう。ジェントリーと聖職者との指導権が移つたこの会議において、小農民、小市民の要求に余り顧慮が払われなかつたことは当然であろう。各地の小農民、小市民の不平不満がどれ程この二四カ条の中に織込まれたかは疑問である。たとえ「ウェストモアランドの農民要求」に対しても余り同情がもたれず、わづかに囲込と保有地相続料に関する二項目のみが二五カ条の中にとり入れられたにすぎない。解散修道院の復旧、十分一税、初穂料の免除、異端追放、ユース法廃止、租税の免除軽減についてはリンカンシャーの綱領の場合とほぼ同じである。

二四カ条の要求のうち一つの大きな特長は政治的色彩が強いことである。それは当時の議会に対する不満であり、彼らの云うところによれば北部は充分の代議士選出権を与えられていないというのである。エドワード一世とエドワード三世の治世にはヨークシャーとヨーク市以外に十五の都市が代表を送り出す権利をもつていたにもかかわらず、ヘンリー八世治世には、わづかに州代表二名、ヨークと

Five の代表がそれぞれ二名、それ以外は Scarborough が代表を送つたにすぎなくなつていた。^⑭ 現議員に対する不平も聞かれた。「議会の代議士選出区の住民であるべきにもかかわらず、多くの議員はそうでない……。昔の慣習によれば国王の廷臣は庶民院の議員にはなれないのにもかかわらず、今では庶民院の大部分は国王の廷臣である……。」^⑮

とアスクが言つてゐる。また「現在の議会は国王によつて任命されたにすぎない……。たとえば Sir Francis Brian という議員は自分の選出区について何もしらなう」と一揆に参加したジェントリー Sir Thomas Tempest は憤激している。^⑯ 「今の議会は権威も徳ももつてゐない。もし正しく名付けるとすれば、それは勅任の会議であつて議會ではない。」^⑰ という声も聞かれた。彼らは少くとも Beverley, Ripon, Richmond, Pontefract, Wakefield, Skipton, Kendal の諸都市が市民を代議士として選出する権利を与えられるべきであると要求した。^⑱ つぎに第十五条の議會は北部で開催されるべきであるという意見を表明している。早急に議會の改革が必要である、しかし議會の開催地がウェストミンスターのようなロンドン塔に近い国王の権力の及ぶところでは自由な改革は望めない、ノッティンガムかヨークで開催されることが望ましいと北部のジェントリーは考えた。^⑲

それから教会の特権、権利の承認、王権州の慣習の確認、メアリーの合法化、保有地相統料の決定、叛徒への特赦、十五分一税および租税の免除などは議會の法令でなされるべきであると、北部ジェントリーの議會改革への期待は大きかつた。これらの政治的要求は絶対主義権力にありつかなかつた北部ジェントリーの政治闘争のあらわれであり、彼らは政治参加への夢をこの二四カ条に託したわけである。

ここでもう一度ふりかへつてジェントリーが叛乱に参加した理由を考えよう。なるほどジェントリーは参加を強制されたのであるが、彼ら自身の中にも蜂起の契機が全くなかつたわけではないであらう。サヴィンが分析しているようにカントリー・ジェントルマンと修道院とは密接な関係があつた。すなわちジェントルマンは修道院行政の面においてある時には執事として、ある時には会計監査役 auditors として、ある時には収益管理人として、ある時には莊司として関係した。^⑳ さらに多くの修道院領がすでに在地のジェントリーに貸出され、解散前夜に修道院領の経済的指導権

はかなりの程度まで修道士の手からジェントリーに移つていたといえる。^②この際、ジェントリーは地代徴収権など封建的領主権の一部をも同時に借りうけた。こうしてカントリー・ジェントリーは修道院の封建的領主権力をバックとして在地における勢力を確立した。このような情勢のなかで修道院解散令が下されたわけである。いわば修道院解散とは、絶対主義君主が修道院の領主権力を破砕してその封建的土地所有権を国王の手に集中しようとするものであつた。修道院長をはじめ高位聖職者はその代償として年金を受給され、絶対主義権力下にくみ入れられたが、彼らはその領主的支配権を完全に剝奪された。これと共にジェントリーの権力背景は没落し、ジェントリーの修道院における借地権は危くなつた。ここにカントリー・ジェントルマンが在地勢力の維持を望んで、修道院解散反対を旗印に蜂起する契機があつた。丁度この時立上つた農民勢力が下からジェントリーを突上げながら、彼らの同盟と指導を要求してきたので、ジェントリーは生命と財産を失うのを恐れて同盟と指導を引受けた。事実、一揆に参加したジェントリーの中には修道院の借地人や執事が多くみられる。たとえ

ば Sir William Skipwith & Sir William Fairfax はそれぞれ Markby 小修院と Ferrby 小修院の借地人であつた。こうして在地勢力の確保を望み、さらに政治権力への参画を夢みるジェントリーの要求に政治的色彩が強くなつた。

つぎにジェントリーの同盟と指導の段階における運動の性格変化をその活動面からみてみよう。この段階では農民蜂起の段階にみられた悪評地主や困込に對する打こわしという活潑な直接行動はなくなり、王軍との政治交渉の段階に入る。王軍は各地から寄せ集めの雜兵わづか約七、〇〇〇にすぎず、^③裝備も悪く、兵器と食糧と金の不足に悩まされ、^④その上、王軍の下級兵士の大部分は恩寵の巡礼に心ひそかに同情の念をいだき、士氣は沈滞しがちであつた。^⑤これに對し、巡礼軍は四七、〇〇〇という圧倒的優勢であり、よく裝備され、良い馬に乗っているものが多く、彼らは近隣の村落民から支持されて、食糧や薪など充分な支援をうけていた。^⑥兵士は意氣ようようとして、正義への献身に情熱をもやし、彼らの隊列のあいだには「われらの間には去ろうとするジェントルマンも人民もないであらう。われらは

戦を挑み、死ぬまで前進するであろう。」という声が聞かれた。^①一戦を交えたならば王軍の敗北は明かであつた。巡礼軍を指揮したジェントリーはこのことをよく知つていたにもかかわらず、戦うことを欲しなかつた。総司令アスクは遂にジェントリーの非戦闘派の言分を採用した。非戦闘派ジェントリーは「巡礼軍の要求を国王代表と討議するのには何のほしらいがあろう。…ノーフォーク公や高貴な貴族によつて、われらの請願を国王へとりなしてもらうべきである……」。激戦の結果がよし何であらうと内乱は避けられないであらう。たとえ巡礼軍が最初に成功したとしても、国王は最後に一層強力であることを示すだろう。そして北部のすべての貴族もジェントルメンも名誉をけがされ、殺され、没落するだろう。田舎はスコットの前に荒野となるであろう。」^②と主張し、小農民、小市民の盛りあがつてくる戦意をおさえ、最後まで直接的な戦闘の爆発をさせた。ジェントリーは王軍を恐れなかつたが、王軍を破つてから後の王の報復と民衆の鋒先が彼らにむけられる事を恐れ、この辺で國王と妥協することによつて、何とか自己の地位の安泰を保とうと画策した。ジェントリーは法的手段で彼ら

の目的を達成しようと考え、そのためには王軍の貴族と政治交渉をするだけで充分であり、会談によつて何も失うことはないだろうし、彼らの堅実さを保持することをできるだろうと予測した。一五三六年十二月五日巡礼軍は遂に戦わずしてノーフォーク公(国王軍の総帥)と休戦会談に入り、ジェントリーは巡礼の解散を命じた。兵士たちは胸に怒りと失望と恐れとをいだきつつ、またジェントルメンに裏切られたと思いつつ帰郷した。^③ここに小農民、小市民の革命的エネルギーはジェントリーの階級的曖昧さと妥協性によつて、その前進をおしとどめられた。

① Victoria County History, Lincolnshire, vol. II, p. 272.

② V. C. H., Lincoln, vol. II, p. 273.

③ Dodds, *The Pilgrimage of Grace*, vol. I, pp. 55-6.

④ *Ibid.*, I, pp. 11-2.

⑤ *Ibid.*, I, pp. 102-3.

⑥ Hinstfield, *The Revival of Feudalism in Early Tudor England* (History, new series, vol. XXXVII, NO 180, 1952) p. 138.

ユースにつらてもう少し詳しく述べよう。Aが相統者Bに彼の土地を遺贈したいが、それに伴う封建的諸負担を免れたいと思う。それでAは彼の土地をC(Cは名目的相統者で通常、法人である)に遺贈することにする。——もつとも、Aはその土地を依然として使用しており、Aが死んでから裏の相統者Bの使

用にうつる。しかしCは實際は死ぬことなら法人であり、したがって後見権や其他の封建的付帯義務の負担はCには課せられなかつた。このようにしてAは封建的負担を領主に支払ふことなしに彼の土地をBに遺贈することができた。同じ方法でAは土地を彼の欲する人へ自由に譲渡することができた。ところが、その土地を獲得した人は誰でもその土地の封建的諸負担を背負つた。その利益を享受するところか否か。 (Hustfield, op. cit., p. 139.) なおローマから生じての技術的な問題については Cf. Holdworth, A History of English Law. (3rd ed., 1923) IV 407-80.

- ⑦ 27 Henry VIII C. 10. Statute of Uses.
- ⑧ Hustfield, op. cit., p. 138.
- ⑨ Ibid., p. 142. <ニューハ世による絶対主義的な封建制の再編成を遂行するたゞの主な諸法令をあげると、一五三六年の小修運器解散令の他、25 H. VIII C. 20. Second Annates Acts; 26 H. VIII CC. 3, 17, 31. Payment of first-fruits to the king; 27 H. VIII C. 27. Court of Augmentations established; 27. H. VIII C. 10. Statute of Use; 31 H. VIII C. 13. Dissolutions of Monasteries; 32 H. VIII C. 45. Court of First Fruits and Tenths established; 32 H. VIII C. 46. Court of Wards established; 33 H. VIII C. 39. Court of the General Surveyors of the king's lands established.
- ⑩ Hustfield, op. cit., p. 140.
- ⑪ L. and P. XI, 705, Pickhorn, Early Tudor Government, Henry

VIII, p. 328.

- ⑫ この請願書は一五三六年十月二六―七日に巡礼軍がノーフォーク公と第一回会談をしたときに作成されたもので、要求を一般化したために、表現が抽象的になつた。(一)信仰は眞実に維持されるべきこと。(二)教会の昔からの自由は維持されるべきこと。(三)悪評の法令は廃止されるべきこと、そして法律は陛下の統治当初のよりよきものとするべきこと。(四)賤しき身分の者を議會から追放し、高貴な身分のものを復讐せしめるべきこと。(五) Cromwell, Richard Riche と崇禰司教と神の法との世の破壊者として語つた。46の55追放すべきもの。Dodds, op. cit., I, p. 263.
- ⑬ Hughes, The Reformation in England, vol. I, pp. 307-8.
- ⑭ Dodds, op. cit., I, pp. 346-73.
- ⑮ Ibid., I, p. 359.
- ⑯ L. and P. XII (i), 6 (ii), English Historical Review, vol. V, p. 343.
- ⑰ Hughes, op. cit., I, p. 309.
- ⑱ L. and P. XI, 1244, Dodds, op. cit., I, p. 358.
- ⑲ Hughes, op. cit., I, p. 309.
- ⑳ L. and P. XII (i), 6 (ii), E.H.R., V. p. 343.
- ㉑ Hughes, op. cit., I, p. 309.
- ㉒ Savin, English Monasteries on the Eve of the Dissolution, pp. 257-9; Pickhorn, op. cit., p. 312.
- ㉓ Savin, op. cit., pp. 260-1.
- ㉔ 46の55のローマの諸法令の解散の事 (一五三六)

修院長は 400 marks、修院長代理は 20 marks の年金をうけ、なお四七人の修道士の各前が年金受領者名簿についていた。
Victoria County History, Yorkshire, vol. III, p. 111.

②⑤ Hughes, op. cit., I, p. 300; L. and P. XII (i), 392; Dodds, op. cit., I, p. 162.

②⑥ V. C. H., Yorks, III, p. 413.

②⑦ Hughes, op. cit., I, p. 304; Pkethorn, op. cit., pp. 321-2.

②⑧ L. and P. XII (i), 6, V. C. H., Yorks, III, p. 413; Hughes, op. cit., I, p. 304.

②⑨ V. C. H., Yorks, III, p. 413.

②⑩ Dodds, op. cit., I, p. 258.

②⑪ L. and P. XI, 1319; XII (i) 6, 29, 1175 (ii) (3), Dodds, op. cit., I, p. 257.

②⑫ L. and P. XII (i), 1175 (ii) (4), Dodds, op. cit., I, p. 258.

②⑬ Hughes, op. cit., I, p. 306.

五 農民再蜂起とその敗北

ジェントリーと農民とが最後まで共同闘争をすることは不可能であり、やがて分裂の時期を迎えなければならなかつた。なぜならばこの両者の利害は根本的に一致していたとはいえない。それにもかかわらず立場を異にするジェントリーと小農民が同盟できたのは、修道院への愛情であるだろうが、その愛情のうらには修道院解散によつて両者

が獲得してきた立場なり慣習なりが破壊されたり、悪化されたりしないだろうかという共通の不安がひめられていたのであるが、この場合不安そのものは両者共通であつたが、その不安の内容は両者において異つていた。ジェントリーは修道院から借りてゐる借地権や其他の諸権利を取りあげられないだろうかと恐れ、小農民は低い地代を新しい地主によつて引上げられないだろうか、また慣習自由保有権を奪われまいだろうかと心配した^①。

ヘンリー八世はジェントリーと農民との同盟による叛乱の重大な危険を認識すると共に、その内部にはらむ両者の対立矛盾をも知つていた。ヘンリーは叛乱鎮定の鍵は同盟を分裂させることであると考へ、ジェントリーの妥協性を利用する策をとつた。十二月五日巡礼のジェントリーと王軍のノーフォーク公とは休戦会談を始めた。公は王に代つて巡礼のすべての人々に総特赦 *General pardon* を約束して、寛大な態度をとり、ジェントリーの反抗心を和げた。それから議会は翌年ヨークで開かれるだろう、そしてそこで二四力条が討議されるだろう、その議会のために代議士が York, Scarborough, Beverley, Ripon, Richmond, Ponte-

fraci, Wakefield, Skipton, Kendal から選ばれるだろうと確約し^④、ジェントリーの政治的要求を満足させ、彼らに絶対主義下の議会政治への参加の道を開いた。また解散された修道院は次の議会までに国王の権威によつて復旧されるだろうと云つて要求を受入れる態度を示した。ジェントリーはノーフォーク公の言葉を喜んで信用した。アスクは巡礼の総指揮としての地位を放棄し、「恩寵の巡礼」の象徴である「キリストの聖痕」のバッヂをちぎりとり、「以後国王以外のいかなるバッヂをもつけないだろう」と云つて、国王への忠誠を宣言した^⑤。其他のジェントルメンもアスクの例に従つた^⑥。それから巡礼は解散し、人々は再び集ることなく去つた。ヘンリーのジェントリ懐柔策の第一段階はまづ成功であつた。

同年クリスマス頃アスクは国王から鄭重な招聘をうけた。彼は官廷で厚遇をうけ、年収一、〇〇〇ポンドの年金と金の鎖を贈呈され、さらに国王の議員の席を約束された。それからヘンリーがアスクに云うには「北部に帰つてあなたの人々を解散させ、彼らの家に帰らせよ。そうすれば私はすべての人々に特赦を送るだろう、聖職者たちが充分に

生活できるように彼らを教区教会に配分し、俸給を与えるだろう……。」と。アスクは国王の善意と約束とを確信して帰郷した^⑦。「巡礼」の代表として第一回請願をもつて上京した二人のジェントルメン Filcker と Bows も官廷で手厚くもてなされ、国王のよき信仰と慈悲と善意に感激して帰り、一揆が平静に解散するのに満足した。国王の善意についてのこの確信は彼らの個人的なものに関する限り正しかつた。何故ならば、彼らは叛乱後も国王に信頼され職を与えられたから。そのほか多くの北部のジェントルメンたとえば Sir George Darcy, Sir Nicholas Fairfax, Archedeon Magnus, Sir Oswald Wolstropo が相次ぎに London へ行つた^⑧。

これらのジェントリーの上京は民衆にジェントリーへの疑惑の目をむけさせ、両者の間の分裂を一層はつきりさせた。ヘンリー八世の同盟分裂策は見事に成功した。一五三七年一月アスクが London からヨークシャーに帰つたとき、彼は民衆が再び興奮状態にあるのを見た。彼らは国王がアスクやジェントリーを買収したと疑い、議会は無期延期されるのではないかと恐れた。Hill が王軍の手で再防備さ

れはじめたという噂がひろまつた。事実 Hull, Pontefract, Scarborough, Sandal の要地が王軍によつて守備強化されつつあつた。そのうちに「ジェントルマンは裏切つた。人々と蜂起せよ」というビラが教会の扉に貼られたり、荘司の手から手へ秘密にわたされ始め、各地にビラが乱れ飛んだ。Balton のビラには「会談の約束は守られていない。修道院は民衆の力によつてのみ復旧することができる。多くのファーマーは修道院の土地を売り逃亡した。約束のヨークの議會は開催されそうもない。クロムウェルは従来どほり国王の寵愛をうけている。国王は首長令を認めないかぎり、いかなる人にも特赦を与えないだろう。アスクは民衆を裏切るために大きな報酬をうけた。Hull は要塞化されつつある。人々は自己を救いたいと思うならば、直ちに立上れ。自身の指導者を選べ。もはやジェントルマンは信頼できない……」^⑩とあり、ジェントルマンを含まない民衆のみによる巡礼の促進がうたわれていた。Kendal のビラには「神の金であなたらの農場をとりもどせ。すべて保有地相続料および地代の引上げを廃止せよ」という文句がみられ、Richmond のビラには「死を賭して蜂起せよ、ジェントル

第6表 農民再蜂起主要地

州	主要再蜂起地
ヨークシャー	Wold, Snaith, ^⑪ Beverley, ^⑫ Dent, Sedbergh, Rawcliffe, Goole, Howden, Wakefield, Holderness, ^⑬ Marshland, Doncaster, Watton, ^⑭ Ripon, Swaledale, Wensleydale, Templehurst, Kirkbyshire, Hull, Scarborough, Richmond, ^⑮ Cleveland, Kendal, Sheriffhutton, ^⑯ Middleham, Leeds, Bolton
ノーサンプーランド	Rothbury, Tynedale, Reedsdale
カンバーランド	Cockermouth ^⑰
ランカシャー	Chorley, ^⑱ Broughton
ウェストモアランド	Kirkby Stephen, ^⑲ Borough, Kendal. ^⑳
ダラム	Auckland, Barnard Castle.

(註) Victoria County History, Yorkshire, vol. III; Dodds, Pilgrimage of Grace, vols. I, II; Hughes, The Reformation in England, vol. I. より作成

ルメンを捕え、教会の利益を保つようにミサ典書に誓わせよ。彼らの小作人から小作料以外の何物をも奪わないようにさせよ。クロムウェルやすべての異端をひきづりおろせ。すべての貴族やジェントルマンがロンドンへ行くのを

阻止せよ。もしジェントルマンが誓を拒めば殺せ……。」^⑩
と書かれてあり、彼らは借地権更新権の確保や地代引上げ
反対を要求して、小作争議への兆さえ示している。

かくて、各地の小農民、小市民はジェントルマンを混え
ず再蜂起した。Snaith, Richmond, Sheriffhutton, Kendal
の再蜂起にみられるように莊司かあるいは貧しいヨーマン
が再蜂起の中心であつた。再蜂起の主要地を表示しよう。

(第六表)

一五三七年一月十六日アスクの忠告に反して敢行された
Hull と Scarborough に対する攻囲と十八日の Beverley
に対する攻囲が再蜂起の絶頂であり、二月十四日カンバー
ランドの六、〇〇〇の叛徒が Carlisle を攻撃したのが最後
の大きな再蜂起であつた。^⑪

アスクは国王への報告のなかにて北部の農民再蜂起の原因
として次の六つをあげている。(一)人々は議会が延期される
のではないかと疑つた。(二)国王が指導的なジェントルメン
をロンドンへ招いた。(三)第一回請願に対する国王の答が特
赦への疑惑の念をおこさせた。(四)都市とくに Hull の防備
が強化されるのを恐れた。(五)十分一税が要求されつつあつ

た。(六)クロムウェルが以前と同じように寵愛されている。^⑫

次に再蜂起の攻撃対象を吟味してみよう。アスクの報告
にも示されているように、ジェントルメンのロンドン行きと
十分一税徴収開始とが再蜂起の重大な契機であつたので新
しい攻撃の対象も当然とちやに向けられた。Richmond へ
は Lord Lainer, Sir Christopher Dandy をはじめ宮廷
に向つて出発したジェントルメンの家々が民衆を裏切つた
という理由で小市民の打こわしをうけた。^⑬ Wakefield の小
農民は巡礼の指導者たちが王軍と内通したと思ふ、Brian
Bradford がジェントルメンを逮捕し、さらに一揆を指導
したジェントルメンを全員逮捕しようと計画した。^⑭ Watton
では、グラムの大助祭 Franklin と Robert Howes を裏切
者と非難し、彼らの財産を没収した。^⑮

カンバーランド、グラム、ウェストモアランドでは十分
一税徴収への抵抗と困込反対の空気が強かつた。カンバー
ランドではジェントルメンが官廷へ行つたあと、一月十八
日に Derwent 南岸のすべての十分一税納入庫が破壊され
た。^⑯ グラムの Barnard Castle では農民の抵抗にあつて十
分一税を徴収することができなかつた。John Gostwick

(treasurer of the tenth and first fruits) がかつて巡礼に加つた Sir George Lawson (treasurer of Berwick) の援助をうけて、十分一税の徴収を開始したが、農民の抵抗のため徴収不可能となつた。ウェストモアランドの Kirkby Stephen で、一月六日に再蜂起した農民が教区内のあらゆる囲込を破壊した。^⑩

この農民再蜂起に対し、巡礼を指導したシェントリーはどんな態度をとつたか。Mr. Craik とグレイシェントルマンは Beverley と Watton の再蜂起を指導した John Hallam にたいし次のように説得している。「Hallam よ。私はあなたがこの周辺の地方をおさえるように願う。あなたは国王陛下がわれらにとつていかに善良で恵深いものであるかを知るであらう。この地方には民衆を再び騒動させようとする不逞の輩たち、たとえば Holderness の Nicholson や Snaitth のような莊司らがいるが、あなたはこれらの輩たちをしずめ、また彼らからの相談にのらないように望む。」と。それに対し Hallam は煽動しないだろうと約束した。^⑪ Holderness では、かつて巡礼の将であつた一人のシェントルマン Rudston が農民から再蜂起の援助を懇請された

が、彼は今や国王に誓をしたからといつて援助を拒否した。^⑫ さらにシェントルマンは再蜂起の援助を拒んだばかりでなく、鎮定に積極的な役割を果たした事例が多くみられる。Sir Ralph Ellerker は部下を率つて Beverley の再蜂起の叛徒三一四〇〇を攻撃し六二を捕虜にした。^⑬ それから Beverley の再蜂起は Aske, Lord Darcy, Sir Robert Constable によつて、^⑭ Kendal のそれは Sir Christopher Darcy によつて、^⑮ Sherffinton およびカンバーランド各地の騒動はかつての指導的シェントルマンによつて鎮定された。農民再蜂起の指導者は容赦なく厳しく処刑された。カンバーランドの七四名の指導者は国王の厳命により、各自の村落で自分の家の庭の木に絞首された。^⑯ 七四名のうち一名のみが聖職者で、其他はすべて農村の小農民か、都市の職人であり、シェントルマンは全くみられなかつた。^⑰

二月五日ノーフォーク公は何の抵抗もなくヨークに入城した。ここがかつて巡礼の指導者であつたすべてのシェントルマンが国王への忠誠の誓を新たにした。^⑱ 国王は農民再蜂起の鎮圧に最善をつくした Robert Aske と Lord Darcy に感謝の手紙を送り、特に後者に対しては特赦を發

令し、彼がかつて巡礼に加つたことがなかつたごとく彼を寵愛するだろうと表明している。^④

こうして良き指導者もなく、しかも散発的になつた各地の農民再蜂起は彼らのかつての同盟者であり指導者であつたジェントルメンによつて鎮定され、「恩寵の巡礼」の幕はとじられた。

巡礼閉幕後の北部ジェントリーの動きとその絶対王制との關係が最後に残された興味ある問題である。

絶対主義政府はジェントリーの経済的要求を満たす政策をとる必要があつた。上述したように修道院の多くの土地はジェントリーに貸出されており、ジェントリーはこの借地権について心配していた。この時、ノーフォーク公に命ぜられた仕事は北部の解散修道院領をまた占拠している修道士や女子修道士を追放し、その土地をジェントルマン・フアーマーの所有にすることであつた。^⑤ たとえば Sir Reynold Carnaby は政府の手をえて Hexham 小修道院の土地を新しく借りつけたのであるが、それに対して副修道院長をはじめ修道士が抵抗し、Sir Reynold Carnaby と対立した。Carnaby はこのことをノーサムバーランド伯を通してクロ

ムウェルに訴えたので、国王はこの修道院に強制解散令を発動した^⑥ という例がみられる。こうしてジェントリーの借地権はいまあらためて国王の權威において認められた。その頃北部の各地で地租の徴収が開始されたが、ノーフォーク公は小作人に対し、それぞれの地主に小作料を支払うように厳命した^⑦。政府は抵抗した修道院の土地をジェントリーに譲渡するだろうという事をほのめかして、ジェントリーを心ひそかにほほえました^⑧。結局、一方においてジェントリーは修道院の領主的土地所有権のあとに地主的土地所有権を確立することを望み、他方において絶対主義王権の側にとつては、地主的土地改革を王権によつてバック・アップして、いわゆる地主制を確立することによつて、ジェントリーを絶対王制の社会的基盤にすることが好都合であつた。それからジェントリーに年金を支給して、彼らを直接支配下に入れる政策をとつた。一五三七年二月国王は使節 Sir Anthony Browne を Berwick に派遣し、ここにノーサムバーランドのすべてのジェントルマンを召集した^⑨。国王使節はまづ新代議員 deputies を任命し、全ジェントルマンに国王への誓をさせ、そして彼らへの国王よりの年

金授与状を与えた。^③ West Marches の地方でもシェントリ
一三三名が年金受領者にされた。^④

さらに国王は北部シェントリーを政府の官僚とすること
によつて絶対主義機構の強化をはかつた。元来、北部は一
五世紀スコットランドの侵入に備えるために軍事的にも行
政的にも特権が与えられ、北部諸侯は独立した権限をもつ
て国防防備にあつていた。^⑤ ヘンリー八世は「恩寵の巡礼」

を機会に国防防衛長官 Warden of the Marches の官職を
手中に入れ、その職にシェントリーを任命して、王権の集
中化をはかうとした。叛乱鎮定後、政府はノーサムバー
ランド伯 (the Percy) から、東、中部国防防衛長官 War-
den of East and Middle Marche の職を、カンバーランド
伯から西部国防防衛長官 Warden of West Marche の職を
奪つた。ノーサムバーランド伯の財産は没収され、家は破
壊された。カンバーランド伯は代償としてガーター勲位を
与えられた。^⑥ この両伯の後任にシェントルメンが国王によ
つて拔擢任命され、東部国境には Sir William Evers が、
中部国境は Sir John Widdrington が、西部国境には Sir
Thomas Wharton が長官となつた。^⑦ また Roger Fenwick

と George Fenwick という二人の北部シェントリーが
Tynedale と Reeddale の代表者に任命された。^⑧ ヘンリー
はノーサムバーランド伯を没落させて後、北部国防防衛の
実際の任を担当してゐた the Council of the Marches を
中央政府の直屬とし、その代議員を新たに Sir Thomas
Clifford, Lionel Grey らの辺境シェントリーで再編成し、
彼らには年金を給付する制度にした。^⑨

つぎに絶対王制の権力集中を強力に推進する手段として、
一五三七年十月中央政府の北部における出先機関として北
部議會 the Council of North が創設された。^⑩ 北部五州
枢密院 Privy Council と同様の権限が与えられ、北部五州
ヨークシャー、ダラム、ノーサムバーランド、ウェストモ
アランド、カンバーランドにおける司法権をつかさどり、
国防防衛、治安判事の監督、教会援助の任命を遂行した。^⑪

この議會の構成メンバーの過半数が Sir Ralph Ellerker,
Sir Thomas Tempest, Robert Bowes, William Babthorpe,
Robert Chaloner などの恩寵の巡礼で指導的役割を果した。
シェントルメンでもつた。^⑫ 今まで小農民・小市民と共に、
自由のために戦つてきたシェントリーが今後は北部議會の

メンバーとしてまた政府官僚として絶対主義権力を代弁し、小農民・小市民の動きを行政・司法の両面において市民革命に至るまで圧殺するのに協力した。

結局、北部のシェントリーは「恩寵の巡礼」を転機として上昇転化し、寄生地主として、官僚として、チェーダー絶対主義の社会的基盤となり、絶対王制の推進力となり、階級的に対立する小農民・小市民の革命的エネルギーを抑圧する役割を引受けることになった。

- ① Pickthorn, *Early Tudor Government*, Henry VIII, p. 312-3.
- ② *Victoria County History*, Yorkshire, vol. III, p. 413.
- ③ *English Historical Review*, vol. V, p. 341.
- ④ L. and P. XII (i), 6, V. C. H., Yorks, III, p. 413.
- ⑤ L. and P. XII (i), 6, K. H. R., V, p. 341.
- ⑥ L. and P. XII (i), 901 (73), V. C. H., Yorks, III, p. 413; Williamson, *The Tudor Age*, p. 148.
- ⑦ L. and P. XII (i), 6, V. C. H., Yorks, III, p. 413.
- ⑧ Hughes, *The Reformation in England*, vol. I, p. 316.
- ⑨ Dodds, *The Pilgrimage of Grace*, vol. II, p. 36-7.
- ⑩ A. F. Pollard, *Henry VIII*, 1951, p. 286; Williamson, op. cit., p. 148.
- ⑪ Dodds, op. cit., II, p. 313.
- ⑫ L. and P. XI, 1357, 1368, 1393, XII (i), 7, 66, Dodds, op.

cit., II, p. 33.

- ⑬ Pollard, op. cit., p. 286; Williamson, op. cit., p. 148.
- ⑭ L. and P. XII (i), 67, 138, V. C. H., Yorks, III, p. 413.
- ⑮ Hughes, op. cit., I, p. 317.
- ⑯ たとえばリーズの教会の扉に貼られたビラには「人々よ。武器をとれ！ なんじらはシェントルメンを借用するな。ただちにすくつての人々を蜂起させよ。神がなんじらの支配者であるだろう」とみせしめていた。(Dodds, op. cit., II, p. 51.) またヨークとマンカスターとの間のすくつての教会の扉には「シェントルメンは民衆をおもむつた。民衆はシェントルメンを絞殺せよ。」とみせしめておられた。(Ibid., II, p. 93-4.)
- ⑰ L. and P. XII (i) 138, Dodds, op. cit., II, p. 70.
- ⑱ L. and P. XII (i) 163 (ii), Dodds, op. cit., II, p. 96.
- ⑲ L. and P. XII (i) 163, Dodds, op. cit., II, p. 80.
- ⑳ 一人の註記が指導しつて地方の人々全員蜂起したが、すくつておられた。(L. and P. XII (i), 201; XI, 1056, Dodds, op. cit., II, p. 49-50, I, p. 296.)
- ㉑ 第三章註⑩参照。
- ㉒ 十二月二十三' 田中 Nicholson of Preston がこの地方の農民を導く指導者。(L. and P. XII (ii), 201, Dodds, op. cit., II, p. 49-50.)
- ㉓ 一五三七年一月八日頃、John Hallam が指導しつて農民を蜂起させた。Hall, Scarborough 両市の中領を指圖。(V. C. II, Yorks, III, p. 414.)

- ② Collins の註解を参照せよ。 (L. and P. XII (i), 914, 959, 965, Dodds, op. cit., II, pp. 106-7.)
- ③ Otterburn の墓の記述を参照せよ。 (Ibid., II, p. 110.)
- ④ 聖職者の生活の記述を参照せよ。 Richard Dacre の生活の記述を参照せよ。 (Dacre's servant), William Paton, Alexander Appleby 著。 (L. and P. XI, 1331, Dodds, op. cit., I, p. 299.)
- ⑤ 聖職者の生活の記述を参照せよ。 (L. and P. XI, 1230, Dodds, op. cit., I, p. 319.)
- ⑥ Nicholas Musgrave, Thomas Tibbey 著。 (L. and P. XII (i), 416, Dodds, op. cit., II, p. III.)
- ⑦ 聖職者の生活の記述を参照せよ。 (L. and P. XII (i), 411, Dodds, op. cit., II, pp. 113-4.)
- ⑧ Hughes, op. cit., I, p. 317.
- ⑨ L. and P., XII (i), 67, Dodds, op. cit., II, p. 51.
- ⑩ L. and P., XII (i), 169, 173, 1035, Dodds, op. cit., II, pp. 80, 108.
- ⑪ L. and P., XI, 1112, 1113, 1114, Dodds, op. cit., I, p. 310. 聖職者の生活の記述を参照せよ。
- ⑫ L. and P., XII (i), 201, Dodds, op. cit., II, p. 61.
- ⑬ L. and P., XII (i), 336, Dodds, op. cit., II, p. 112.
- ⑭ L. and P. XI, 1337, 1380, XII (i), 116, Dodds, op. cit., II, pp. 34, 44.
- ⑮ L. and P. XII (i), 687 (ii), Dodds, op. cit., II, p. 112.
- ⑯ L. and P. XII (i), 201, Dodds, op. cit., II, pp. 49-50.
- ⑰ Ibid., II, p. 75.
- ⑱ L. and P. XII (i), 174, Dodds, op. cit., II, p. 75.
- ⑲ V. C. H., Yorks, III, p. 414.
- ⑳ L. and P. XII (i), 448, 478-9, 520, Dodds, op. cit., II, p. 117.
- ㉑ L. and P. XI, 1049, XII (i), 319, Dodds, op. cit., I, p. 298, II, p. 105; Pollard, op. cit., p. 286.
- ㉒ L. and P. XII (i), 479, Hughes, op. cit., I, p. 317.
- ㉓ Hughes, op. cit., I, p. 317.
- ㉔ Ibid.
- ㉕ L. and P. XII (i), 209, 226, Dodds, op. cit., II, p. 89.
- ㉖ Dodds, op. cit., II, p. 100.
- ㉗ L. and P. XI, 535, Dodds, op. cit., I, p. 194-5.
- ㉘ Ibid., II, p. 100.
- ㉙ L. and P. XI, 1027, 1077, 1120, Dodds, op. cit., I, p. 280.
- ㉚ L. and P. XII (i) 351, Dodds, op. cit., II, p. 281. Carthbert and Edward Chatterton, Henry Robson, Christopher and David Milburn, Sandy Hall 著。 聖職者の生活の記述を参照せよ。 聖職者の生活の記述を参照せよ。
- ㉛ L. and P. XII (i), 291, Dodds, op. cit., II, pp. 229-31.
- ㉜ L. and P. XII (ii), 154-5, 254, Dodds, op. cit., II, pp. 29 (29)

263-4.

- ⑤⑥ Williamson, op. cit., pp. 148-9.
- ⑤⑦ Pollard, op. cit., p. 286.
- ⑤⑧ I. and P. XII (i), 372-3, Dodds, op. cit., p. II, p. 220.
- ⑤⑨ I. and P. XII (i) 222-5, XII (ii) 154-5, 254, Dodds, op. cit., II, pp. 229, 263-4.
- ⑥⑩ Ibid.
- ⑥⑪ Ibid., II, p. 228. Council of Marche の構成メンバーを
見よ。 Sir Thomas Clifford, Lionel Grey, the Forsters, the
Ogles, the Carrs, the Fenwicks, the Charltons, the Robsons, the
Dods, the Halls.
- ⑥⑫ Pollard, op. cit., p. 286; Williamson, op. cit., p. 149.
- ⑥⑬ Dodds, op. cit., II, p. 272; Williamson, op. cit., p. 149.
- ⑥⑭ I. and P. XII (ii), 913, 914, 915, 162 (iii), Dodds, op. cit.,
II, p. 272. ヲロビシヤヤヤ人々以外の北部議會の構成メン
バーを
Cuthbert Tunstall (Bishop of Durham, the
president), Sir Marnaduke Constable the elder, Richard Bel-
assis, John Uvedale, Sir William Evers, Thomas Fairfax (the
King's serjeant-at-law), Robert Holgate (Bishop of Landaff
and prior of Watton)

六　　む　　す　　び

「恩寵の巡礼」の基本的性格は「宗教運動」でもなく、

「シェントリー叛乱」でもなく、「農民一揆」である。この運動を推進させたのは小農民、小市民の革命的エネルギーであり、彼らは革命的民主主義を志向していた。しかし、彼らの力は独自で封建体制を完全に破砕するにはあまりにも未成熟であり、未組織であつた。そこにシェントリーの同盟と指導を仰がなければならなかつた理由がある。かくて小農民、小市民はシェントリーと共同闘争をするのであるが、この同盟は根本的に対立矛盾をはらんでゐた。シェントリーは地主的土地所有の確立に封建制の再編成を遂行しようとしたのに対し、小農民、小市民はもう一歩前進した小市民的平等を要求し、革命的民主主義を志向した。絶対王制はこの内部対立を利用し、地主的立場に立つシェントリーを社会的基盤として受け入れることによつて同盟を分裂させ、運動を鎮定した。

「恩寵の巡礼」は結果的にみると、修道院解散をはやめ、ヘンリー八世による封建権力の絶対主義的再編成の「コングレス」をおしすすめることになつた。ヘンリーはこの運動を契機として一方では封建支配の中枢をなした修道院の領主的支配を解体して、彼らの政治権力を剝奪し、聖職者を政府の

年金受領者として中央集権権力の支配下においた。他方、ジェントリーに対しては王権でもつて彼らの地主的土地所有を確認し、政府の官僚として絶対王制の政治機構のなかにくみ入れた。ここにチューダー絶対王制がジェントリーの地主制を基盤として強化されてゆく過程がみられる。

農民層は闘争には敗北に終つたが、決して何物も得ずして一揆の火のなかをくぐつてきたのではない。領主的な封建的土地所有を崩壊させ、領主的恣意の支配に封建反動を抑制し、農民と領主との人的結合をたち切つたのは実にこの小農民の実践的エネルギーに他ならなかつた。そのあとに出来たものが封建制の再編成にすぎない地主的所有に寄生地主制の成立であるにしても、ともかくも、農民が土地所有者となる可能性を獲得したかぎり、それは農民の地位の相対的向上と考へなければならぬ。もちろん、大部分の小農民にとつてはこれは「画かれた餅」でしかなかつたが、ともかくにも、これはブルジョワ的農民分解を促進する準備をしたわけである。

農民の前進的エネルギーはこの敗北によつて立消えることなく、絶えず小ブルジョワ的な「平等」を要求し、寄生

地主制の廃止に農民的土地所有の確立を目ざして闘争を繰返していつた。このエネルギーが一五四九年のケットの一揆を中心とする全イングランドの大農民闘争にうけつがれ、結集されて、絶対主義権力にねばり強い闘争を反復しつつ、市民革命への道をおしすすめる原動力となつたのである。

正誤表 上田正昭「神統譜の展開」(三九卷一号所載)

頁	行	誤	正
3下	1	大日子	大帯日子
5上	17	天足彦	天足彦
8上	10	(I)(II)を通ずる	記紀を通ずる
9上	15	こらした	こうした
9下	3	第一表(II)	第一表(I)
9下	5	垂仁紀五十一年	景行紀五十一年
9下	17	(第一表II)	(第一表I)
12下	3	第一表	第二表
15下	7	次建御雷神	次建御雷之男神